社会福祉法人正晴会　役員報酬等に関する規程

　　　　　　　　　　　 第１章　　　総　　則

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人正晴会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の日当及び旅費、慶弔金等の支払いを適正に行うことを目的として定めるものである。

（定　義）

第２条　本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

また、役員等とは役員、評議員及び評議員選任・解任委員、その他委員

（入所判定委員及び第三者委員）をいう。

　　　　　　　　　　　　第２章　　報　酬　等

（理事会及び評議員会、各種委員会の出席に係る報酬）

第３条　役員が理事会ならびに評議員会に出席したときは、１日の日当として８，１５０円と実費弁済費３，０００円を支払うこととする。

　　　　ただし、理事長については日当のみの支給とし、実費弁済費については支給しないものとする。

２　評議員が評議員会に出席したときは、１日の日当として８，１５０円と実費弁済費３，０００円を支払うこととする。

３　評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、

　１日の日当として８，１５０円と実費弁済費３，０００円を支払うこと

　とする。

４　監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、１日の日当として１８，０００円と実費弁済費５，０００円を支払うこととする。

５　入所判定委員が入所判定会に出席したときや施設で実施する苦情相談に第三者委員が出席したときには、１日の日当として２，１００円と実費弁済費３，０００円を支払うこととする。

６　交通費が、実費弁済費を超える場合には、その実費とする。

（日当及び実費弁済費の支払い方法）

第４条　役員等に支払う日当並びに実費弁済費の支払いについては、当該規程に定める額を当日に現金により支払うものとする。

　　　　　　　　　　　　第３章　　出張旅費

（出張旅費）

第５条　役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合には、次のとおり旅費等を支給する。

　　２　旅費は、実費を支給する。

　　３　日当は、１日につき　１５，０００円

　　　　宿泊費は、１日につき　２０，０００円

　　　　その他経費は、実費額とする。

　　４　出張旅費は、原則、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

　　　　　　　　　　　第４章　　慶　弔　費

（慶弔費の適用範囲）

第６条　慶弔費の適用範囲は、役員本人と評議員本人及びその配偶者、子、実父母に対するものとする。

（種別と支給金額）

第７条　慶弔費の種別と支給金額については、次のとおりとする。

　　【種　別】　　　　　　　　　　　　　 【支給金額】

　　結婚祝金　（役員及び評議員本人）　　 ２０，０００円（再婚も可）

　　死亡弔慰金（役員及び評議員本人　　 　２０，０００円

並びにその配偶者）

　　死亡弔慰金（子、実父母）　　　　　 　１０，０００円

　　　　　　　　　　　第５章　　見　舞　金

（見舞金の適用範囲）

第８条　見舞金の適用範囲は、役員及び評議員の家屋の火災及び天災による被害に対するもの及び役員及び評議員本人の傷病に対するものとする。

（種別と支給金額）

第９条　見舞金の種別と支給金額については、次のとおりとする。

　　【種　別】　　　　　　　　　　　　　　　【支給金額】

　　傷病による入院（１４日まで）　　　　　　５，０００円

　　傷病による入院（１４日以上）　　　　　１０，０００円

　　家屋の全壊・全焼（第三者評価による）　３０，０００円

　　家屋の半壊・半焼（第三者評価による）　２０，０００円

（特例措置）

第10条 災害見舞金については、大規模災害等で法人自体の事業活動に重大な影響を及ぼす等、法人に支払い能力がないことが明らかな場合は、理事会及び評議員会で決定する。

　　　　　　　　　　　第６章　　附　　　則

（改 正）

第11条 この規程の改正または廃止する必要が生じた場合は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

（附則）

この規程は、平成２７年１１月１日より施行する。

平成２９年３月１日『第３条の第１項の変更及び第３項の追記』

平成２７年１１月１日制定「社会福祉法人正晴会役員及び評議員等の日当及び旅費に関する規程」は平成３０年３月２３日廃止する。

「社会福祉法人正晴会役員報酬等に関する規程」は平成３０年３月２４日制定し、同日より施行する。

平成３０年１１月１０日『第２条の条文一部変更』並びに『第３条の第５項の追記』及び慶弔費、見舞金の適用範囲の一部変更。